

空き家対策の推進

アナ： 「市長が語る 2020 三島」第 11 回の今日は、「空き家対策の推進」についてお話を伺います。豊岡市長、よろしくお願いします。

市長： よろしく申し上げます。

アナ： 早速ですが、全国的に空き家の増加が心配されており、多くの方が関心を持たれているものと思いますが、現在、三島市の状況はどのようになっているのでしょうか。

市長： 総務省が5年ごとに実施している住宅・土地統計調査によりますと、平成30年に行われた調査結果では三島市の空き家率は14.5%となっており、全国の空き家率13.6%よりも高く、静岡県空き家率16.4%よりも低い状況にあります。

アナ： 空家の件数としてはどのくらいあるのでしょうか？

市長： この統計では住宅総数52,380戸に対して、7,570戸が空き家となります。

アナ： 7,570戸は、大変多いように思えますが、これらすべてが問題のある空き家なのでしょうか。

市長： いいえ、この値には、借家や、売却物件、別荘などが含まれており、これらについては一定の管理がなされているものと考えられます。一方で、これらに当てはまらない、その他の空き家が、2,200戸あるとされており、その一部の空き家が、適正な管理が行われていない空き家となっている可能性があります。

アナ： 適正な管理が行われていない空き家とは、どのような状態なのでしょうか？

市長： 建物の外壁や屋根の落下、樹木の越境、草木の繁茂、ごみの不法投棄などが、外観から確認できる状態などが考えられます。

アナ： 建物には所有者や管理者がいらっしゃると思いますが、本来、それらの方々はどういうことをする必要があるのでしょうか？

市長： 全国的な空き家の増加を背景に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」、いわゆる空家法が平成27年に制定されており、この法律によって、空き家の適正管理が所有者に義務付けられました。このため、空き家の所有者にとっては、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家を適正に管理していただく必要があります。

アナ： なるほど。所有者は、空き家を適正に管理していくことが必要ということですね。しかし、空き家の所有者は、遠方に住まわれている方も多く、管理にご苦労されている方も多いかと思いますが。

市長： 空き家の所有者が、建物を空き家としておく理由は様々あるかと思いますが。遠方に住まわれていることで空き家を適正に管理できていない状況もその一つと考えます。

他にも、空き家所有者と接する中で、所有者の皆さんには、建物を適正に管理できない様々な理由があり、その解決にあたっては、専門的な知識や技術が必要であることが分かってまいりました。

このことから三島市では、平成31年3月に、法律や不動産など様々な分野の専門家団体10団体と、「三島市における空家等対策の推進に関する協定」を結び、市に寄せられるご相談を、専門家が調査、分析し、建物の適正管理や、利活用の提案を行う仕組みを構築し、現在、進めているところでございます。

アナ：なるほど、空き家の所有者が抱える問題を、市と専門家が協働で支援し、解決に導く取り組みが行われているのですね。

市長：空き家問題は、社会問題であり、社会全体で支え、解決していかなければならないものと考えています。所有し続ける予定の建物は、適正に管理していただき、お使いにならない建物は、ぜひ利活用を考えていただきたいと思います。その中で、専門的なご相談にあっては、市と専門家がしっかりとサポートしていきたいと考えております。

アナ：三島市は所有者を支援することで空き家対策を進めていくということですね。豊岡市長、本日はありがとうございました。

市長：ありがとうございました。